

令和4年6月
浜田市議会定例会議議案
(議会提出分)

令和4年6月15日

令和4年6月浜田市議会定例会議付議事件

議案

- 発議第5号 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 発議第6号 浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

発議第 5 号

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

議会運営委員会

委員長 布 施 賢 司

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則

浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 107 条」の次に「・第 108 条」を加え、「第 108 条」を「第 109 条」に改める。

第 108 条を第 109 条とする。

第 6 章中第 107 条の次に次の 1 条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第 108 条 招集権者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第 6 号

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

議会運営委員会

委員長 布 施 賢 司

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 5 章 秘密会（第 61 条・第 62 条） を

」

「

第 5 章 秘密会（第 61 条・第 62 条）

第 5 章の 2 公聴会（第 62 条の 2－第 62 条の 7） に

第 5 章の 3 参考人（第 62 条の 8）

」

改める。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 12 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 61 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 25 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 31 条に次の 1 項を加える。

2 前項の委員長、副委員長又は委員がオンライン出席委員であるときは、

当該委員長、副委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第 45 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第 52 条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン出席委員は、この限りでない。

第 5 章の次に次の 2 章を加える。

第 5 章の 2 公聴会

(公聴会開催の手續)

第 62 条の 2 委員会は、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 62 条の 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、委員長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 62 条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(公述人の発言)

第 62 条の 5 公述人は、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その案件の範囲を超えてはならない。

- 3 委員長は、公述人の発言がその案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第 62 条の 6 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 62 条の 7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第 5 章の 3 参考人

(参考人)

第 62 条の 8 委員会は、参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならぬ。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 前 3 条の規定は、参考人について準用する。

第 63 条に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 7 号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

提出者	議員	小	川	稔	宏
賛成者	議員	串	崎	利	行
	議員	布	施	賢	司
	議員	川	上	幾	雄
	議員	佐	々	木	豊
				豊	治

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については 2022 年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
8. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 15 日

浜 田 市 議 会